

## 4. 手当・年金等について

### 6) 厚生年金(障害年金、障害手当金)

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日がある傷病によって、障害を有するようになった場合、障害年金または障害手当金が支給されます。

納付要件等の資格要件がありますので、詳しいことは、室蘭年金事務所におたずね下さい。

【担当】室蘭年金事務所 電話 0143-24-5061